

23 障第 1221 号  
23 長第 915 号  
平成 23 年 12 月 28 日

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設設置者  
指定相談支援事業者 様  
旧法指定施設設置者  
介護サービス事業者

愛媛県保健福祉部長

障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び介護保険法  
に基づく介護給付の適正な請求について(通知)

日頃から、本県の福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、今般、県内の指定障害福祉サービス事業所(介護サービス事業所を併設)  
において、過去5年間で約2,600万円の介護給付費を不正に請求していた事例が  
ありました。

障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び介護保険法に基づく介護給付につ  
きましては、これまでも集団指導や実地指導等において、請求事務等を適正に行  
うよう求めてきたところですが、こうした不正請求事例の発生は、福祉制度全体  
に対する県民の信頼を損ねるものであります。

また、介護給付費等の請求に当たっては、厚生労働大臣が定める報酬基準に従  
って算定することが必要であり、毎月の介護給付費の請求においては、事業者が  
加算等についての基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件を理解し、適  
正に請求しなければならないところであります。

つきましては、加算等に必要とされる報酬基準上の体制や実施内容を自己点検  
し、適切なサービス提供について、再度徹底していただくよう通知します。

なお、県におきましては、こうした事例を確認した場合、不正額の多寡や期間  
の長短に関わらず、サービス事業者の指定を取り消すなど、厳正なる処分を行う  
こととなりますので、ご承知願います。

おって、請求事務及び事業の運営について疑義が生じた場合には、各市町窓口  
及び各地方局地域福祉課まで問い合わせいただきますようお願いいたします。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局

障害福祉課 (089)912-2420

FAX (089)931-8187

長寿介護課 (089)912-2432

FAX (089)935-8075